

国際化の中での日本語教育 ①

コンビニのできごと

小冊子を送りたいので、レターパックを買いにコンビニへ行った時のことである。店に入りレジのところまで若い店員さんに「レターパック、ありますか。」と聞いたところ、「アノ、ソレハナンデスカ…。」と返答したので、発音からすぐにアルバイトの留学生かと思った。そこで「本を送りたいのですが…。」と言ったところ、レジの引き出しから宅急便の送り状を出して「コレデスカ。」と言ってきた。「あ、それじゃなくて、厚紙で本が入るくらいの大きさの…。」と説明したところ、またレジの別の引き出しの中を探しているようだった。「A4サイズくらいの物が入る大きさで…。」と更に説明したのだが、さすがに困った様子で、「スママセン、チョット、アノヒトニ…」と、商品棚にお菓子を並べている店員さんを指差した。すぐにその日本人の店員さんが対応してくれて、レターパックを出してくれた。わからないことがあったら、聞き返し、また身振り手振りも交えて、意思疎通を図ろうとすることはコミュニケーションにおいて大事なことである。この外国人の店員さんの対応を筆者は特に不快には感じなかったが、店を出た後、彼は日本語をどこで習ったのか、どのくらい日本語を勉強したのかと気になった。

国の政策転換

在留資格が「留学」の学生がアルバイトをする場合には、地方入国管理局で「資格外活動許可」を申請しなければならない。入管法では、学校がある時は、週28時間まで働くことが認められている。また夏休み、冬休みなど学校が定める長期休業期間中は、1日8時間まで認められている。これ以外にも2019年4月から外国人労働者の受け入れを拡大する新たな制度が始まった。改正入管法で「特定技能」という在留資格が新設され、これまで「高度な専門人材」に限定されていた就労目的の在留資格を、事実上の単純労働者にも認めることになった。これは国の大きな政策転換である。人手不足に困っている産業界では歓迎する声もあるようだが、日本語教育に携わってきた筆者としては大丈夫なのだろうかという思いもある。1990年に入管法が改正された時に様々な問題が起こっていたが、今の政府の外国人労働者受け入れに対する考え方も正しいのだろうかと感じる。2020年11月新型コロナウイルスの渦中にある現在、日本では技能実習生という名目の実質的には労働者が入国できず、農業、漁業、水産加工業、建設業などで人手不足に陥っていると聞く。野菜なども人手不足で収穫が間に合わず、結果的に野菜の値上がりという事態も起こっている。少子高齢化で労働力不足を補うのに「技能実習」という制度のもとに労働者として都合よく使ってきたという事実が新型コロナにより、多くの日本人にも認知されるようになったと言える。「実習」か「労働」かというような本音と建前ではなく、もっと根本的に考えなければならぬことをコロナ禍は訴えているようにも思える。

外国人労働者の受け入れ

現在の日本で外国人労働者が今後も増えていくことは止められない動きである。グローバル化が進み、経済格差から他国への出稼ぎなどで、外国人労働者が増えることも当然のことかも

しれない。労働力が過剰な国から、労働力が不足している国へ人が流れるのは自然なことであり、また日本の少子高齢化も影響している。先進国の中では、フランスのように少子高齢化対策を実施して出生率が上がっている例もある。もともとフランスは、人口減少によりスペイン、ポルトガルから労働者を受け入れたり、それ以外にもベトナム難民など、移民の受け入れをしてきた国であり、日本とは単純に比較はできないが、学ぶべきことは多い。1990年にフランスに出向していた時、本当に外国人労働者が多い国だと実感した。出向したのは天理教ヨーロッパ出張所（当時はパリ出張所）の神殿普請の頃だったが、神殿普請の現場で働いている人はスペイン、ポルトガルなどからの労働者だったようだ。また住んでいた郊外の住宅地では高齢者が多いという印象もあった。私のクラスにやってくる日本語学習者も多様であった。生粋のフランス人という人もいるのだろうが、髪や肌や目の色で決められるものでもない。多様化というのはこういうことかと実感した。当時、日本もいずれこのようになるのだろうかとも漠然と感じていたが、その時に感じていたことが現実化してきているようにも思える。多様化すればするほど、それに応じて問題も起こってくるのだろうが、その時こそ宗教の役割が大きいようにも思う。天理教の原典「おふでさき」には次のお歌がある。「たんへとなにに事にもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ」（第3号40）、「にんけんはみなへ 神のかしものや なんとをもふてつこっているやら」（第3号41）。この世の中は「神のからだ」であり、人間も神から体を借りて生きているのであり、多様化している社会の中でも皆同じ「神のからだ」に生きる者同士としてお互いが和して暮らしていくことが求められている。

日本語教育推進法

2019年6月28日、文化庁が各都道府県知事や教育委員会、地方公共団体、国公私立大学などの長に「日本語教育の推進に関する法律の施行について」という通知を出した。この法律の詳細についてはインターネットで「日本語教育の推進に関する法律」や「日本語教育推進法」などのキーワードで検索すればすぐに出てくるので割愛するが、基本的には賛成できるものである。外国人労働者と家族が日本語を学ぶ機会を得られるよう支援をしていくという点で方向性は間違っていない。こういった法律を整えていくことで自治体が日本語教育の施策を実施しやすくもなるであろう。ただ、この法律は基本的な理念であり、具体的な施策というのは国の行政機関やそれぞれの自治体に任せられているようだ。2019年4月に施行された改正入管法には、外国人労働者が家族を連れてきて働ける「特定技能2号」もあり、今後、その家族に対する日本語教育のことも考えなければならない。小中学校でも日本語教育が必要な子どもが増える可能性もある。こうした現状を考えると、日本語を教える人材が不足するのではないかとも思える。また日本語教育の質の面でも十分なことができるのだろうかという疑問も残る。日本語教師を養成する面でも課題はたくさん残されている。法律を整備していくことも大事だが、実際に現場で対応していかなければならない人材の育成が急務である。